



注意事項

今後の補助金交付申請等に係る注意事項を記載しているため、各グループ員は、御一読ください。

前提

○グループ認定は、必ずしも補助金の交付を約束するものではありません。

○同一の施設、または、設備の復旧事業に対して、グループ補助金以外に国や県などの補助金等を重複した形で復旧等を行うことはできません。

審査

○補助金交付申請において、書類に不備がある場合には、審査ができないため、必要書類が揃わない限り、交付決定の受付が行えません。

○また、内容について修正をお願いする場合があります。

申請書

○補助事業者は、補助金交付申請書の申請者と同一になります。

○また、交付申請者及び実績報告者も同一であり、印鑑も同じ者である必要があります。

支払

○補助事業者から工事業者等への支払方法は、原則として、専用の通帳を作成いただき、その口座からのお振り込み等でお支払ください。

※回し手形（裏書譲渡された手形）の使用はできません。

交付

○県から補助事業者への補助金のお支払いは、補助対象経費のうち、「**支出済みの経費のみ**」が対象となります。全ての事業が完了し、補助金の額が確定した後の「**精算払いが原則**」となります。

見積書

○按分計算が発生する施設については全体費用だけでなく、事業対象部分、対象外部分、共用部分に係る費用の内訳も必要になりますので、予めご準備ください。

【お申込み・お問合せ】 要予約

○グループ補助金等宇都宮受付センター

開所日時 月曜日から金曜日 9時から17時

〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20 栃木県庁南館4階

予約電話番号 028-623-2422

○グループ補助金等県南受付センター

開所日時 月曜日から金曜日 9時から17時

〒327-8503 佐野市堀米町607 栃木県庁安蘇庁舎福利厚生棟2階

予約電話番号 0283-85-9505

※土日祝、年末年始（12月29日から1月3日）は、開所していません。





注意事項

今後の補助金交付申請等に係る注意事項を記載しているため、各グループ員は、御一読ください。

前提

- グループ認定は、必ずしも補助金の交付を約束するものではありません。
- 同一の施設、または、設備の復旧事業に対して、グループ補助金以外に国や県などの補助金等を重複した形で復旧等を行うことはできません。

審査

- 補助金交付申請において、書類に不備がある場合には、審査ができないため、必要書類が揃わない限り、交付決定の受付が行えません。
- また、内容について修正をお願いする場合があります。

申請者

- 補助事業者は、補助金交付申請書の申請者と同一になります。
- また、交付申請者及び実績報告者も同一であり、印鑑も同じ者である必要があります。

支払

- 補助事業者から工事業者等への支払方法は、原則として、専用の通帳を作成いただき、その口座からのお振り込み等でお支払いください。
- ※回し手形（裏書譲渡された手形）の使用はできません。

交付

- 県から補助事業者への補助金のお支払いは、補助対象経費のうち、「支出済みの経費のみ」が対象となります。全ての事業が完了し、補助金の額が確定した後の「精算払いが原則」となります。

見積書

- 按分計算が発生する施設については、全体費用だけでなく、事業対象部分、対象外部分、共用部分に係る費用の内訳も必要になりますので、予めご準備ください。

【お申込み・お問合せ】 要予約

○グループ補助金等宇都宮受付センター

開所日時 月曜日から金曜日 9時から17時

〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20 栃木県庁南館4階

予約電話番号 028-623-2422

○グループ補助金等県南受付センター

開所日時 月曜日から金曜日 9時から17時

〒327-8503 佐野市堀米町607 栃木県庁安蘇庁舎福利厚生棟2階

予約電話番号 0283-85-9505

※土日祝、年末年始（12月29日から1月3日）は、開所していません。